

昭和二十六年法律第二百五十二号
覚醒剤取締法

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第二章 指定及び届出（第三条・第十二条）	第三章 禁止及び制限（第十三条・第二十条の二）	第四章 取扱い（第二十一条・第二十七条）	第五章 業務に関する記録及び報告（第二十八条）
第五章の二覚醒剤原料に関する指定及び届出、制限及び禁止並びに取扱い（第二十九条の二十一第三十条の十七）	第五章の二覚醒剤原料に関する記録及び報告（第二十九条）	第六章 監督（第三十一条・第三十四条）	第七章 雜則（第三十四条の二一第四十条の四）	第八章 罰則（第四十一条・第四十四条）
附則 第一章 総則（この法律の目的）	附則 第二章 指定（用語の意義）	附則 第三章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第四章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第五章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）
附則 第六章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第七章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第八章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第九章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第十章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）
附則 第十一章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第十二章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第十三章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第十四章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）	附則 第十五章 計算（この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。）

厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚醒剤を製造することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

号。以下「医薬品医療機器等法」という。) 第十二条第一項(医薬品の製造販売業の許可)の規定による医薬品の製造販売業の許可及び医薬品医療機器等法第十三条第一項(医薬品の製造業の許可)の規定による医薬品の製造販売業の許可を受けている者(以下「医薬品製造業者等」という)。

所若しくは覚醒剤保管営業所、病院若しくは診療所又は研究所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

一 製造し、譲り渡し、譲り受け、保管換し、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した覚醒剤の品名及び数量並びにその年月日

二 譲渡又は譲受の相手方の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所並びに製造所若しくは覚醒剤保管営業所、覚醒剤施用機関又は研究所の名称及び所在場所

三 第二十三条（事故の届出）の規定により届出をした覚醒剤の品名及び数量
前項に規定する者は、同項の帳簿を最終の記入をした日から二年間保存しなければならない。

（覚醒剤製造業者の報告）

第二十九条 覚醒剤製造業者は、一月から三月末まで、四月から六月末まで、七月から九月末まで及び十月から十二月末までの期間ごとに、次に掲げる事項をその期間の満了後十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 期初に所有した覚醒剤の品名、数量及び保管場所

二 その期間中に製造した覚醒剤の品名及び数量

三 その期間中に譲り渡した覚醒剤の品名及び数量

四 期末に所有した覚醒剤の品名、数量及び保管場所

（覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告）

第三十条 覚醒剤施用機関の管理者又は覚醒剤研究者は、毎年十二月十五日までに、その指定を受けた年（指定を受けた年の翌年及び第二十五条（再指定の場合の特例）の申請に対しても第二十五条のあつた年には前年の十二月一日）からその年の十一月三十日までに譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用し、若しくは製造した覚醒剤の品名及び数量並びにその年の十一月三十日において管理し又は所有した覚醒剤の品名及び数量をその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

第五章の二 覚醒剤原料に関する指定及び届出、制限及び禁止並びに取扱い（指定の要件）

第三十条の二 覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定

は業務所又は製造所ごとに厚生労働大臣が、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定は業務所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる者のうち適当と認める者について行う。

一 覚醒剤原料輸入業者については、医薬品製造販売業者等その他覚醒剤原料を輸入することを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の輸入を必要とする者

二 覚醒剤原料輸出業者については、医薬品医療機器等法第四条第一項（薬局開設の許可）の規定により薬局開設の許可を受けている者（以下「薬局開設者」という。）、医薬品製造販売業者等、医薬品医療機器等法第二十六条第一項（店舗販売業の許可）又は第三十四条第一項（卸売販売業の許可）の規定により店舗販売業者等その他覚醒剤原料を製造する者（以下この条において「医薬品販売業者」という。）その他覚醒剤原料を輸出することを業としようとする者

三 覚醒剤原料製造業者については、医薬品製造販売業者等その他覚醒剤原料を製造する者とを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の製造を必要とする者

四 覚醒剤原料取扱者については、薬局開設者、医薬品製造販売業者等、医薬品販売業者その他覚醒剤原料を譲り渡すことを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の使用を必要とする者

五 覚醒剤原料研究者については、覚醒剤原料に関する相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤原料の製造又は使用を必要とする者（指定の取消し及び業務等の停止）

第三十条の三 覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく処分又は指定若しくは許可に付した条件に違反したときは、厚生労働大臣は覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者について、都道府県知事は覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者について、それぞれその指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

第八条第二項（聴聞等の方法の特例）の規定は、前項の規定による处分に關し準用する。

(業務の廃止等の届出)
第三十条の四 覚醒剤原料輸入業者がその業務所における覚醒剤原料の輸入の業務を廃止したとき、覚醒剤原料輸出業者がその業務所における覚醒剤原料の輸出の業務を廃止したとき、覚醒剤原料研究者がその研究所における覚醒剤原料の製造の業務を廃止したとき、覚醒剤原料取扱者がその業務所における覚醒剤原料の譲渡若しくは使用に係る業務を廃止したとき、又は覚醒剤原料輸出業者がその業務所における覚醒剤原料の製造若しくは使用を必要とする研究を廃止したときは、それぞれ、当該廃止の日から十五日以内に、覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者にあつては該業務所又は製造所の所在地の都道府県知事に、指定証を添えその旨を届け出なければならない。
前項の規定による届出は、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料製造業者研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならぬ。
(指定及び届出に関する準用規定)
第三十条の五 第四条から第七条まで(指定の申請手続、指定証、指定の有効期間、指定の失効)及び第十条から第十二条まで(指定証の返納及び提出、指定証の再交付、氏名又は住所等の変更届)の規定は、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に準用する。この場合において、これらの規定中「覚醒剤製造業者」とあるのは「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」と、「覚醒剤施用機関」とあるのは「病院若しくは診療所」とあり、第十二条第二項、第十一项並びに第十二条第一項中「製造所」とあるのは「業務所又は製造所」と、「研究者」とあるのは「覚醒剤原料研究者」と、「第十四条第二項、第十一条第一項及び第二項並びに第十四条第一項、第五条第二項、第十一条第一項及び第十二条第二項中「病院又は診療所」とあるのは「業務所又は製造所」。

「業務所」と、第五条第一項中「当該製造業者」とあるのは「当該輸入業者、輸出業者又は製造業者」と、「当該施用機関の開設者」とあるのは「当該取扱者」と、第六条中「その翌年」とあるのは「当該輸入業者」の指定の日から四年を経過した日の属する年」と、第七条中「第九条」とあり、第十一条第一項中「前条」とあるのは「第三十条の四」と、同条第二項中「第八条第一項の規定」と、「医療法第二十九条（開設許可の取消し及び閉鎖命令）の規定による閉鎖命令の処分」と、「第三十条の三第一項の規定による業務停止の処分」と、第十条第三項中「業務停止期間」と、「第十二条第一項中「覚醒剤施用機関の名称」とあるのは「氏名（法人にあつてはその名称）若しくは住所又は業務所の名称」と読み替えるものとする。

（輸入及び輸出の制限及び禁止）

第三十条の六 覚醒剤原料輸入業者が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、その業務のため覚醒剤原料を輸入する場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を輸入してはならない。ただし、本邦に入国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病的治療の目的で携帶して医薬品である覚醒剤原料を輸入する場合は、この限りでない。

前項ただし書の規定により、医薬品である覚醒剤原料を携帶して輸入した者は、第三十条の七（所持の禁止）、第三十条の九第一項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）又は第三十条の十一（使用の禁止）の規定の適用については、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師（以下「往診医師等」という。）から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者とみなす。

覚醒剤原料輸出業者が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、その業務のため覚醒剤原料を輸出する場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を輸出してはならない。ただし、本邦から出国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病的治療の目的

三 醒剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合
　　病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獸医師から施用された薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者が該覚醒剤原料を施用する場合及び医師、歯科医師又は獸医師の処方箋の交付を受けた者が該処方箋により薬剤師が調製した医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた場合

四 法令に基づいてする行為につき使用する場合

(保管)

第三十条の十二 第三十条の七（所持の禁止）第一号から第七号までに規定する者（病院又は診療所にあつてはその管理者とし、飼育動物診療施設にあつてはその獸医師管理者とする。以下第三十条の十四において同じ。）は、その所有し、又は所持する覚醒剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。

一 覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤製造業者にあつては、その業務所若しくは製造所又は厚生労働省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事を経て厚生労働大臣に届け出た場所

二 覚醒剤原料取扱者にあつては、その業務所又は厚生労働省令の定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出た場所

三 覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者にあつては、その研究所

四 藥局開設者にあつては、その薬局

五 病院又は診療所の管理者にあつてはその病院又は診療所、往診医師等にあつてはその住所

六 飼育動物診療施設の獸医師管理者にあつてはその施設、往診のみによつて飼育動物の診療業務を自ら行う獸医師にあつてはその住所前項の保管は、鍵をかけた場所において行わなければならぬ。（廃棄）

第三十条の十三 第三十条の七（所持の禁止）第一号から第七号までに規定する者は、その所有する覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知

事に届け出て当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため交付した医薬品である覚醒剤原料又は医師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調製した医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合には、この限りでない。

(事故等の届出)

第三十条の十四 第三十条の七（所持の禁止）第一号から第七号までに規定する者は、その所有し、又は所持する覚醒剤原料を喪失し、盜み取られ、又はその所在が不明となったときは、速やかにその覚醒剤原料の品名及び数量その他他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、同条第一号から第三号までに規定する者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、その他の者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第二 薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため交付した医薬品である覚醒剤原料又は医師、歯科医師若しくは獣医師が調剤を受けたときは、三十日以内に、その医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三 第三十条の九第一項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）第六号の規定により、医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者は、速やかにその医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の失効等の場合の措置義務)

第三十条の十五 第三十条の七（所持の禁止）第一号から第七号までに規定する者（国又は地方

公共団体の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者とし、管理者がない場合には開設者の指定する職員とし、国又は地方公共団体の開設する飼育動物診療施設にあつてはその獸医師管理者とする。次に掲げる場合においては、その事由の生じた日から十五日以内に、同条第一号から第三号までに規定する者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、その他の者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に当該事由が生じた際その者が所有し、又は所持していた覚醒剤原料の品名及び数量を報告しなければならない。

一 覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者
覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者の指定が効力を失ったとき（第二十五条（再指定の場合の特例）（次条第一項において準用する場合を含む。）に規定する指定の申請をした場合にはその申請に対する拒否の処分があつたとき）。

二 薬局開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき、又は医薬品医療機器等法第七十五条第一項（許可の取消し等）の規定によりその許可を取り消されたとき。

三 病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第二十九条第一項（開設許可の取消し及び閉鎖命令）の規定によりその病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき、又は往診医師等がその診療を廃止したとき。

四 飼育動物診療施設の開設者がその施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。

前項の場合において、当該報告をしなければならない者は、同項目各号に掲げる事由が生じた日から三十日以内に、その所有し、又は所持する覚醒剤原料を第三十条の七第一号から第七号までに規定する者に譲り渡し、かつ、譲り渡し覚醒剤原料の品名及び数量並びに譲受人の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所を、前項に規定する区分に従い都道府県知事を経て厚生労働大臣に又は都道府県知事に、報告しなければならない。

4 第二十四条第四項（指定の失効の場合の措置義務）の規定は、第一項第三号又は第四号の場合において病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の開設者が国又は地方公共団体である場合を除いて、前三項の規定による報告及び譲渡、廃棄その他の処分につき、前三項の規定により報告及び譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない者に関し準用する。

5 前三項の場合においては、第二項又は第三項の規定により覚醒剤原料の譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない者及びこれらの者の相続人、清算人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人並びにこれら者の業務上の補助者については、第一項各号に掲げる事由の生じた日から前三項の規定による譲渡、廃棄その他の処分をするまでの間は、第三十条の七の規定は、適用しない。

6 第二項及び第四項の場合には、第三十条の九第一項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定は、適用しない。

（準用規定）

第三十条の十六 第二十五条（再指定の場合の特例）の規定は、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に關し準用する。この場合において「覚醒剤製造業者であつた者」とあるのは、「覚醒剤原料輸入業者であつた者、覚醒剤原料輸出業者であつた者、覚醒剤原料製造業者であつた者」と、「覚醒剤施用機関の開設者」とあるのは、「覚醒剤原料取扱者」と、「覚醒剤研究者」とあるのは、「覚醒剤原料研究者」と、「第六条」とあるのは、「第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第六条」と、「覚醒剤製造業者」とあるのは、「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者」と、「覚醒剤施用機関又は」とあるのは、「覚醒剤原料取扱者又は」と、「それらの者及び当該覚醒剤施用機関の管理者であつた者については第十四条第一項」とあるのは、「それらの者及びその業務上の補助者については第三十条の七」と読み替えるものとする。

2 第二十七条（国庫に帰属した覚醒剤の処分）の規定は、覚醒剤原料に關し準用する。

(帳簿)

第三十条の十七 第三十条の七（所持の禁止）第一号又は第二号に規定する者は、それぞれその業務所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

一 輸入し、輸出し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日

二 覚醒剤原料の輸入又は輸出の相手方の氏名又は名称及び住所

三 第三十条の十四第一項から第三項まで（事故等の届出）の規定により届出をした覚醒剤原料の品名及び数量

四 第三十条の七第三号から第五号までに規定する者は、それぞれその業務所、製造所又は研究所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

一 製造し、譲り渡し、譲り受け、業務若しくは研究のため使用し、又は廃棄した覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日

二 第三十条の十四第一項から第三項までの規定により届出をした覚醒剤原料の品名及び数量

三 第三十条の七第六号又は第七号に規定する者は、それぞれその病院、診療所、飼育動物診療施設又は薬局ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

一 譲り渡し、譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は廃棄した医薬品である覚醒剤原

料の品名及び数量並びにその年月日

四 前三项に規定する者は、前二項の帳簿を最終定により届出をした医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量

五 前二項に規定する者は、前二項の帳簿を最終定により届出をした医薬品である覚醒剤原料の記入をした日から二年間保存しなければならない。

第六章 監督

(報告の徴収)

第三十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、覚醒剤又は覚醒剤原料の取締り上必要があるときは、覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関の開設者若しくは管理者若しくは覚醒剤研究者又は第三十条の七（所持の禁止）第一号から第七号までに規定する者（病院又は診療所にあつてはその管理者を、飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者を含む。）その他の関係者について必要な報告を徴収することができる。

(立入検査、収去及び質問)

第二三十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、覚醒剤の取締り上必要があるときは、当該職員をして覚醒剤製造業者の製造所若しくは覚醒剤保管営業所、覚醒剤施用機関のある病院若しくは診療所、覚醒剤研究者の研究所その他覚醒剤に関係ある場所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、覚醒剤若しくは覚醒剤であることを疑いのある物を試験のため必要な最小分量に限り收去し、又は覚醒剤製造業者、覚醒剤使用者を検査させ、覚醒剤若しくは覚醒剤研究者に限り收去し、又は覚醒剤輸入業者、覚醒剤輸出業者若しくは覚醒剤原料製造業者について第八条第一項又は第三十条の三第一項（指定の取消し及び業務等の停止）に規定する処分を必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

第二三十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、覚醒剤原料の輸入業者、覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料製造業者について第八条第一項又は第三十条の三第一項（指定の取消し及び業務等の停止）に規定する処分を必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

第二三十四条の二 この法律に規定する指定又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第二三十四条の三 厚生労働大臣は、この法律の規定による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二三十五条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について覚醒剤施用機関の指定を行ったときは、厚生労働省令の定めるところにより、指定証をその所在地の都道府県知事を経て、当該施用機関の管理者に交付するものとする。

第二三十六条 国又は地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関については次に掲げる届出、指定証の返納及び報告は、当該施用機関の管理者（管

理者がない場合には開設者の指定する職員）が、國の開設する覚醒剤施用機関についてはその病院又は診療所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関にあつてはその病院又は診療所の所在地位の都道府県知事に対してしなければならない。

第二三十七条 第二十二条の二（廃棄）、第二十四条第三項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の処分）、第三十条の十三（廃棄）、第三十条の処分による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとができる。

第二三十八条 厚生労働大臣は、前二項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二三十九条 第二十二条の二（廃棄）、第二十四条第三項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の処分）並びに前条第一項及び第二項に規定する当該職員の職権は、次の各号に掲げるものに行う。

一 麻薬取締官又は薬事監視員のうちから厚生労働大臣があらかじめ指定する者

二 麻薬取締員又は薬事監視員のうちから都道府県知事があらかじめ指定する者

三 第二十二条の二若しくは第二号の規定による届出

四 第十二条第一項（診療廃止等の届出）の規定による届出

五 第二十四条第一項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の品名及び数量の報告）及び第二項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の譲渡及びその報告）の規定による報告

六 第二十二条第二項（名称変更の届出）の規定による届出

七 第二十二条第三項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の譲渡及びその報告）の規定による報告

八 第二十二条第四項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の処分）の規定による報告

九 第二十二条第五項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の譲渡及びその報告）の規定による報告

十 第二十二条第六項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の処分）の規定による報告

十一 第二十二条第七項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の譲渡及びその報告）の規定による報告

十二 第二十二条第八項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の処分）の規定による報告

十三 第二十二条第九項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の譲渡及びその報告）の規定による報告

十四 第二十二条第十項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の処分）の規定による報告

十五 第二十二条第十一項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の譲渡及びその報告）の規定による報告

(国又は都道府県の開設する覚醒剤施用機関の指定手続)

第二三十六条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第三条第一項（指定の要件）中指定権者に関する部分の規定及び第四条第二項（指定の申請手続）の規定にかかるわらず、主務大臣と協議の上覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二三十七条 厚生労働大臣は、都道府県の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二三十八条 厚生労働大臣は、都道府県の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二三十九条 厚生労働大臣は、都道府県の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十一条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十二条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十三条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十四条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十五条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十六条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十七条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十八条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二四十九条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十一条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十二条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十三条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十四条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十五条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十六条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十七条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十八条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二五十九条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二六十一条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二六十二条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二六十三条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二六四条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二六五条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第二六六条 厚生労働大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第四条第二項の規定にかかるわらず、覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

第四十条 この法律の規定により都道府県知事を経て厚生労働大臣に対してする届出、指定証の返納若しくは提出又は報告については、当該規定に定める期限内に都道府県知事に対して届出書、指定証又は報告書が提出されたときは、それらの行為は所定の期限内になされたものとする。

(事務の区分)

第四十条の一 第四条第一項(指定の申請に係る経由) (第三十条の五において準用する場合を含む)、**第五条第一項(指定証の交付に係る経由)** (第三十条の五において準用する場合を含む)、**第九条第一項(業務の廃止等の届出に係る経由)**、**第十条第一項(指定証の返納に係る経由)**及び**第二項(指定証の提出に係る経由)**、**(覚醒剤製造業者に係る部分に限るものとして、これらの規定を第三十条の五において準用する**

二一　覚醒剤製造業者の指定の申請をする者
二二　覚醒剤原料輸入業者の指定の申請をする者
二三　覚醒剤原料輸出業者の指定の申請をする者
二四　覚醒剤原料製造業者の指定の申請をする者
二五　覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付の申請をする者

(証紙の代価)

第三十九条 第二十一一条第一項(製造した覚醒剤の証紙による封入)に規定する証紙を必要とする者は、国庫に、代価として、実費の範囲内において厚生労働省令で定める額を支払わなければならぬ。

第三十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号の申請に対する国の審査に要する実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなればならぬ。

3 前項の場合には、第二十四条第五項（所持禁止の例外）及び第六項（譲渡及び譲受の制限及び禁止の例外）の規定を準用する。

第三十七条 この法律に定めるもののほか、国の開設する覚醒剤施用機関にこの法律の規定を適用するについて必要な特例は、厚生労働省令で定める。

は、当該施用機関の管理者（管理者がない場合には開設者の指定する職員）がしなければならぬ。

場合を含む)、第十一条第一項(指定証の再交付に係る経由)及び第二項(旧指定証の返納による経由)、(覚醒剤製造業者に係る部分に限るものとし、これらの規定を第三十三条の五において準用する場合を含む)、第十二条第一項(氏名又は住所等の変更届に係る経由)、第三十五条の五において準用する場合を含む)、第十五条第二項(製造許可申請に係る経由)、第十七条第五項(譲渡又は譲受許可申請に係る経由)、第二十条第六項(施用又は交付の許可申請に係る経由)、第二十二条第一項(保管営業所の届出に係る経由)、第二十二条の一(廃棄)、第二十三条(事故の届出)、第二十四条第一項(指定失効の際に所有していた覚醒剤研究者の報告)、第三十条の四第一項(覚醒剤原料輸入業者等の業務の廃止等の届出に係る経由)、(覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者に係る部分に限る)、第三十三条の六第四項(覚醒剤原料の輸入及び輸出の許可申請に係る経由)、第三十条の十二第一項第一号(覚醒剤原料の保管場所の届出に係る経由)及び第二号(覚醒剤原料の保管場所の届出)、第三十条の十三(覚醒剤原料の廃棄)、第三十条の十四(事故等の届出)、第三十条の十五第一項(指定失効等の際に所有し又は所持している覚醒剤原料の譲渡及びその報告)、第三十一条(報告の徴収)、第三十二条第一項(覚醒剤に係る立入検査、収去及び質問)及び第二項(覚醒剤原料に係る立入検査、収去及び質問)、第三十五条第二項(国の開設する覚醒剤施用機関に対する指定証の交付に係る経由)並びに第三十六条第一項(国の開設する覚醒剤施用機関における届出等に係る経由)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された者は、その政令で、そ
の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され
る範囲内において所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。
第八章 罰則

第四十一条 覚醒剤を、みだりに、本邦若しくは
外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出しそ
うは製造した者（第四十一条の五第一項第二号
に該当する者を除く。）は、一年以上の有期徒
禁刑に処する。

2 罰則の目的で前項の罪を犯した者は、無期若
しくは三年以上の拘禁刑に処し、又は情状によ
り無期若しくは三年以上の拘禁刑及び一千万円
以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十二条の二 覚醒剤を、みだりに、所持し、
譲り渡し、又は譲り受けた者（第四十二条第五
号に該当する者を除く。）は、十年以下の拘禁
刑に処する。

2 罰則の目的で前項の罪を犯した者は、一年以
上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以
上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処す
る。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十三条の三 次の各号のいずれかに該当する
者は、十年以下の拘禁刑に処する。

一 第十九条（使用の禁止）の規定に違反し
た者

二 第二十条第二項又は第三項（他人の診療以
外の目的による施用等の制限又は中毒の緩和
若しくは治療のための施用等の制限）の規定に違反
した者

三 第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁
止）の規定に違反した者

四 第三十条の人（製造の禁止）の規定に違反
した者

2 罰則の目的で前項の違反行為をした者は、一
年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一
年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に
処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の拘禁刑に処する。

一 第二十条第一項（管理外覚醒剤の施用等の制限）の規定に違反した者

二 第二十条第五項（覚醒剤研究者についての施用等の制限）の規定に違反した者

三 第三十条の七（所持の禁止）の規定に違反した者

四 第三十条の九第一項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者

五 第三十条の十一（使用の禁止）の規定に違反した者

2 嘗利の目的で前第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項第二号から第五号までに係る部分に限る。（第一項第二号から第五号までに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

二 第十五条第四項（製造の制限）の規定に違反した者

三 第二十条の二（広告の制限）の規定に違反した者

四 第三十条の三第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第四十一条の六 第四十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の七 第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の八 第四十一条から前条までの罪に係る覚醒剤又は覚醒剤原料で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことがで

2 前項に規定する罪（第四十一条の三から第四十一条の五まで及び前条の罪を除く。）の実行に關し、覚醒剤の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、沒收することができる。

第四十一条の九 情を知つて、第四十一条第一項又は第二項の罪に當たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（覚醒剤原料を除く。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十 情を知つて、第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪に當たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十一 第四十一条の二の罪に當たる覚醒剤の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十二 第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九及び前条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第四十一条の十三 第三十条の九第一項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定により禁止される覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十四 第三十条の九第一項（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定により禁止される覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十一条の十五 第三十条第三項（指定証の譲渡及び貸与の禁止）の規定に違反した者

第三十九条第一項（譲渡証及び譲受証の交付） の規定に違反して譲渡証若しくは譲受証を交付せず、又はこれに虚偽の記載をし、若しくは同条第三項（譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存）に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした者

第四十条第一項（譲渡の禁止） の規定に違反した者は

第五十一条第一項（証紙による封入） 又は

第五十二条第一項（証紙による封を施さない覚醒剤の譲渡及び譲受の禁止） の規定に違反した者

六 第二十二条（保管及び保管換）の規定に違反し反した者

七 第二十二条の二（廃棄）の規定に違反した者

八 第二十三条（事故の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十四条第一項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の品名及び数量の報告）、第二項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の譲渡及びその報告）若しくは第四項（死亡又は解散の場合における報告義務の転移）の規定又は同条第一項及び第二項に関する第三十六条第一項（国又は地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関における届出等の義務者の変更）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第二十四条第三項（指定失効の際に所有していた覚醒剤の処分）若しくは第四項（死亡又は解散の場合は解説の場合における譲渡及び処分義務の転移）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第二十九条第一項（帳簿の備付け及び記入）の規定による帳簿の備付けをせず、又は虚偽の記入をした者

十二 第二十九条（覚醒剤製造業者の報告）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第三十条（覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第五条第三項の規定に違反した者

十五 第三十条の六の二（輸出の際の表示）の規定に違反した者

十六 第三十条の九第二項（覚醒剤原料の廃棄）の規定に違反した者

十七 第三十条の十第一項（譲渡証及び譲受証の交付）の規定に違反して譲渡証若しくは譲受証を交付せず、又は虚偽の記載をし、若しくは同条第三項（譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存）に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした者

十八 第十八条第四項（譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存）に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした者

十九 第三十条の十二（保管）の規定に違反した者

十九 第三十条の十三（廃棄）の規定に違反した者

二十 第三十条の十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第三十条の十五第一項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覚醒剤原料の品名及び数量の報告）若しくは第二項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覚醒剤原

料の譲渡及びその報告）又は同条第四項において準用する第二十四条第四項（死亡又は解散の場合における報告義務の転移）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第三十条の十五第三項（指定失効等の際に所有し又は所持していた覚醒剤原料の廃棄その他の処分）の規定又は同条第四項において準用する第二十四条第四項（死亡又は解散の場合における処分義務の転移）の規定に違反した者

二十三 第三十条の十七第一項から第三項までの規定による帳簿の記入をせず、又は虚偽の記入をした者

二十四 第三十条の二（次条の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十五 第三十条の六（業務の廃止等の届出）又は同条第二項に関する第三十六条第一項（国又は地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関における届出等の義務者の変更）の規定による報告をせず、又は虚偽の記入をした者

二十六 第三十条の九（業務の廃止等の届出）又は同条第二項（帳簿の記入）の規定による報告をせず、又は虚偽の記入をした者

二十七 第三十条の十（業務の廃止等の届出）又は同条第三項（譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存）の規定に違反した者

二十八 第三十条の十一（業務の廃止等の届出）又は同条第一項又は第二項（立入検査、収去及び質問）の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十九 第三十条の十二（保管）の規定に違反した者

三十 第三十条の十三（廃棄）の規定に違反した者

三十一 第三十条の十四第一項（指定失効等の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第十条第一項（指定証の返納）若しくは第二項（指定証の提出）又は同条第一項に関する第三十六条第一項（国又は地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関における届出等の義務者の変更）の規定に違反した者

二 第十一条第二項（旧指定証の返納）又は同条第二項に関する第三十六条第一項の規定に違反した者

三 第十二条（氏名又は住所等の変更届）又は同条第二項に関する第三十六条第一項の規定に違反した者

四 第二十条第四項（同条第六項で準用する場合を含む。）（施用のための交付の手続）の規定に違反した者

五 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十条第一項又は第二項の規定に違反した者

六 第三十条の五において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

七 第三十条の五において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

八 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

九 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十一 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十二 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十三 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十四 第三十条の五（指定及び届出に関する準用規定）において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

<p>附 則 (昭和三〇年八月二〇日法律第一)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和三三年三月一〇日法律第五五号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和三五年八月一〇日法律第一四五号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四五年六月一日法律第一一一号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四七年六月二六日法律第一〇三号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和四八年一〇月一五日法律第一一四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。</p>
<p>（経過措置）</p> <p>この法律の施行の際、現に、覚せい剤原料を製造することを業とし、若しくは業務のため覚せい剤原料を製造している者又は覚せい剤原料を譲り渡すことを業とし、若しくは業務のため覚せい剤原料を使用している者（改正前の覚せい剤取締法（以下「旧法」という。）の規定により当該行為をすることができた者に限る。）であつて、この法律の施行後においては、改正後の覚せい剤取締法（以下「新法」という。）第三十条の二に規定する指定を受けた後でなければ当該行為をすることができないものについては、この法律の施行の日から三十日間は、それぞれ、同条の規定による覚せい剤原料製造業</p>

者又は覚せい剤原料取扱者の指定を受けた者とみなして、新法の規定を適用する。その者がその期間内に当該指定の申請をしている場合において、その期間を経過したときは、その申請について指定をするかどうかの処分があるまで時間も、同様とする。

3 前項の規定により覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定を受けた者とみなされた者（同項前段の期間内に覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定の申請をしていいる者であつて当該指定を受けたものを除く。）については、同項前段の期間が経過した場合（同項後段の場合において、当該期間が経過した後に当該申請に対する拒否の処分があつたときは、その処分があつた場合）に新法第三十条の十五第一項第一号に規定する事由が生じたものとみなし、同条の規定（これに係る罰則の規定を含む。）を適用する。

4 この法律の施行の際、現に、旧法第三十条の六第一項第一号又は第二号に規定する覚せい剤原料の輸入の許可を受けている者は、当該許可に係る覚せい剤原料の輸入、所持、譲渡又は譲受けについては、当該輸入の日から六十日間は、新法第三十条の六第一項の規定により覚せい剤原料の輸入の許可を受けた覚せい剤原料輸入業者とみなして、新法の規定を適用する。

5 この法律の施行の際、現に、旧法第三十条の六第二項に規定する覚せい剤原料の輸出の許可を受けている者は、当該許可に係る覚せい剤原料の輸出、所持、譲渡又は譲受けについては、当該輸出の日から三十日間は、新法第三十条の六第二項に規定する許可を受けた覚せい剤原料輸出業者とみなして、新法の規定を適用する。

6 新法第三十条の十五の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項各号に掲げる事由に該当する者について適用し、同日前に旧法第三十条の十三第一項各号に掲げる事由に該当した者については、同条の規定の例による。

7 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により旧法第三十条の十三の規定の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年一〇月五日法律第九三号)抄
(施行期日)
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年五月二〇日法律第四六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、獣医師法の一部を改正する法律(平成四年法律第四十五号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の覚せい剤取締法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかわらず、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものと除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなればならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

(罰則に關する経過措置)
第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税制度の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 (平成一九年二月二二日法律第六〇号)
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
附 則 (平成一四年七月三一日法律第六号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第六号)
(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は施行する。
二 附則第二条第一項、第五条、第七十七条、第三十一条から第三十二条までの規定
規定期 公布の日
(処分等の効力)

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八四号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。

（处分等の効力）

第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年一一月一三日法律第一〇三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
(施行期日)

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則（令和元年一二月四日法律第六三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

二 第十二条の規定、第四条（覚せい剤取締法第二項第一号の改正規定に限る）の規定並びに第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一條第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第一百五条の五第二項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第二十三条、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定、公表の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（処分等の効力）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。）の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の各法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、改正後の各法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十九条 この附則に規定するもの（この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）の各号に定める日から施行する。

別表一 第五百九条の規定 公布の日

一 一ーフエニルー二ーメチルアミノプロパン
二 一ーフエニルー二ーメチルアミノプロパン
三 一ーフエニルー二ジメチルアミノプロパン
四 一ーフエニルー二クロロー二ジメチルアミノプロパン
五 一ーフエニルー二ジメチルアミノプロパン
六 一ーフエニル醋酸、その塩類及びこれらのいず
れかを含有する物。ただし、フエニル醋酸と
して一〇%以下を含有する物を除く。
七 一ーフエニルアセトアセトニトリル及びこれ
を含有する物
八 フエニルアセトン及びこれを含有する物
九 覚醒剤の原料となる物であつて政令で定め
るもの